

令和7年度 交通等災害遺児進学・就職支援金のご案内

愛媛県社会福祉協議会では、県民の皆様や企業・団体から寄せられた寄付金をもとに、交通事故等によって親又は養育者を亡くされた（又は重度障がい）災害遺児等の方への支援を行っています。

給付対象

■対象となる災害

- ・【交通】…車両、船舶、航空機等による交通に起因する災害
- ・【労働】…労働者等の業務上の理由による災害
- ・【天災等】…風水害、地震その他の異常な自然現象に起因する災害及び火災

■対象となる遺児等

親又は養育者が、上記災害等によって、死亡又は重度障がい（身体障がい者等級表による級別1級かつ身体障がい者手帳保持）の状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒。

※令和8年3月卒業予定の県内在住の災害遺児等が対象。



給付内容

小学校卒業生	中学校卒業生	高等学校卒業生
1名につき 10 万円	1名につき 20 万円	1名につき 30 万円

申請期限

令和8年1月9日（金）まで

申請方法

給付申請書に必要事項を記入するとともに、必要書類を添付の上、愛媛県社会福祉協議会にご提出ください。

【提出書類】

1 給付申請書

2 申請年度の学生証又は在学証明書等（在学を証明するもの）の写し

3 下記書類（1）～（3）のうち、いずれか1点

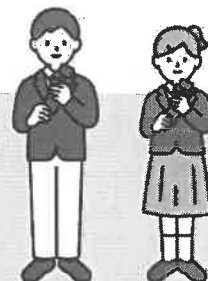
（1）災害遺児福祉手当証書等の受給を証する書類の写し

（2）①交通・労働・天災によって死亡又は身体障がい者となったことがわかる書類の写し（自動車安全運転センター事務所長、警察署長、労働基準監督署長等の発行する証明書等）

②親の死亡（又は身体障がい者等級1級）及び死亡者と災害遺児等との関係がわかる公的書類の写し（戸籍謄本又は戸籍抄本等）

※①と②を併せて提出

（3）居住地区の民生児童委員（主任児童委員）の確認書（市町社会福祉協議会にお問い合わせください。）



〔給付申請書及び様式の入手方法〕

愛媛県社会福祉協議会のホームページ(<https://www.ehime-shakyo.or.jp>)からダウンロードするか、市町社会福祉協議会の窓口でお受け取り下さい。



給付の決定

- ・提出された申請書を愛媛県社会福祉協議会が審査し、給付の有無を決定します。
- ・審査結果については愛媛県社会福祉協議会から申請者に対して直接通知します。

●○提出先○●

愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 経営管理課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-8344 / FAX 089-921-8939

Eメール keiei@ehime-shakyo.or.jp / URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp>



ステキな夢を
描けるように

ご存知ですか？

進学・就職支援金 交通等災害遺児

本支援金は、愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する災害遺児等の皆さんが進学・就職をする際の経済的援助を行うもので、愛媛まごころ銀行本店(運営:愛媛県社会福祉協議会)に寄せられた寄付金を活用しています。



「やさしさ」を抱きしめよう



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会